

Part1.

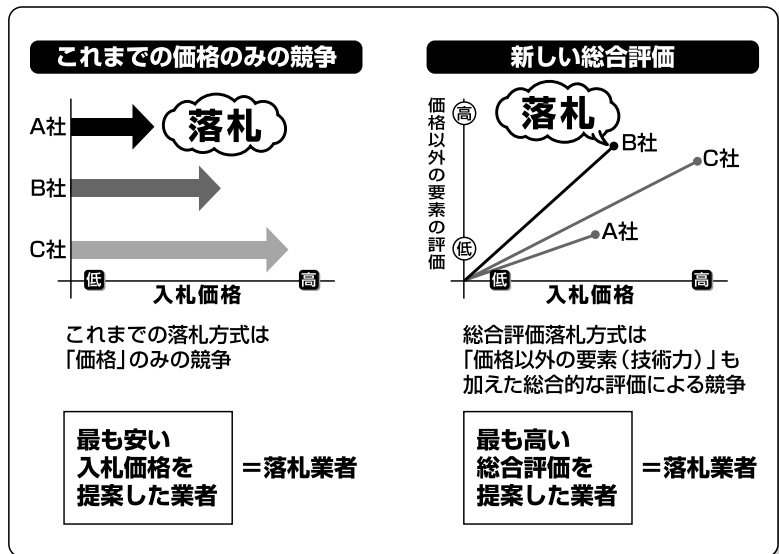
総合評価落札方式のねらいと新しい評価の方法

1. 総合評価落札方式がめざすもの

「価格」と「価格以外の要素(技術力)」を総合的に評価

これまでの発注方式は、一般的には標準的な設計、施工方法を用いて一番安い価格を提案した者を落札者とする方式でした。

総合評価落札方式は、民間企業の持つ優れた設計、施工方法に関する技術力を活かすことで、公共工事の総合的な価値を高めることを目指した新しい方式です。このため総合評価落札方式では、「価格」のほかに「価格以外の要素(技術力)」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示した者を落札者とすることができます。



総合評価落札方式3つのメリット

「価格以外の要素」として評価される「技術力」とは、当該工事に必要で、望まれるものとして発注者が募集し、民間企業などから技術提案を求める内容です。技術力とはまた、当該工事において評価に値する技術力ですから、技術力を「メリット」と言い換えることもできます。総合評価落札方式における主なメリットは、以下の3点です。

① 住民や利用者の満足度の向上

総合評価落札方式では、各工事サイトの特性に対応して、たとえば、騒音の低下、工期の短縮といったキメの細かい技術提案を求めることができます。

その結果、工事中の周辺影響の緩和や、より安全で安心できる施設の整備といったさらに品質の高い行政サービスを提供することにより、周辺住民や施設利用者の方々の満足度がより一層高まることが期待できます。

② 市場原理を活かした技術競争による品質の向上

発注者側にとって、総合評価落札方式は、工事内容にマッチした最適の技術提案を評価し、最適な企業を選定する入札・契約方式です。

価格とともに技術力を評価することによって、技術力による競争が促進されるために、高い技術力をもつ企業と契約し、より質の高い工事が実施されることが期待されます。

③ 優れた技術力を持つ企業の信用力の向上

総合評価落札方式では、工期や安全性や環境対策など価格に反映しにくかった技術力が評価されます。それは企業にとって、これまでに蓄積・開発したノウハウを活用し、落札するチャンスが増えることにつながり、優れた技術提案能力を持つ会社の社会全体からの信用が高まることが期待されます。

2. どんな工事に適用されるのか

総合評価落札方式の適用が望ましい工事

総合評価落札方式の適用が望ましい工事とは、技術提案を評価することによって相当程度の性能、機能等の向上が期待される工事であり、すなわち、発注者が技術評価に相当する対価を支払っても総合的に価値を高めるべきと考える工事です。

国が発注する公共工事に関しては、総合評価落札方式の実施に関する基本的事項が財務省と公共工事関係省庁との間で包括協議¹⁾として確認されており、この包括協議にもとづいて公共工事関係省庁がとりまとめた、標準ガイドライン²⁾の中で、適用できる工事が規定されています。

工事と評価する分野（標準ガイドラインにおける例示）

標準ガイドラインでは、総合評価落札方式が適用できる工事として、技術提案にもとづいた総合的な価値の向上が得られる工事が規定されており、工事において評価する項目の分野と具体的な評価項目が例示されています。

※国の機関において、包括協議で確認された以外の方法等で公共工事の発注にあたり、価格以外の要素を評価する場合は、財務省との個別協議が必要とされています。

具体的には、交通渋滞が発生しやすい都市中心部において交通規制時間の短縮が期待される工事や、学校や病院が近い場所での騒音低減を図る工事といったものがあげられます。

標準ガイドラインの規定に基づく評価する項目の設定例

1. 総合的なコストの削減につながる工事	<ul style="list-style-type: none">・維持管理費・更新費など・その他、補償費など
2. 工事目的物の性能・機能の向上が実現できる工事。	<ul style="list-style-type: none">・初期性能の持続性の向上。・強度、耐久性、安定性の向上。・美観や供用性の向上。
3. 社会的要請に対応した工事。	<ul style="list-style-type: none">・環境の維持（騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など）・交通の確保（規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など）・特別な安全対策・省資源対策／リサイクル対策

地方公共団体で実施する場合の注意点

地方公共団体においても適用する工事は同様なものと考えられますが、地方自治法施行令³⁾において、工事の入札契約に総合評価を行う場合は、本方式の適用の決定、評価方法の決定、落札者の決定の各段階において「学識経験を有する2人以上の意見を聴かなければならない」とされていますので、適用する場合には注意が必要です。

1)、2) 総合評価落札方式が適用できる工事や、1) 包括協議、および、2) 標準ガイドラインの内容については、「公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集」等に掲載されている「工事に関する入札に係わる総合評価落札方式標準ガイドライン」に詳しく書かれています。

3) P.16のコラム欄、および、「地方自治法施行令 第167条の10の2」等を参照して下さい。

3. 何を評価するか

評価の対象は、住民や利用者にとってメリットのある価格以外の要素

前頁で、総合評価落札方式による発注が望ましい工事をみてきましたが、では、それらの工事のどこが評価の対象となるのでしょうか。

総合評価落札方式で評価の対象となるのは、橋やトンネルといった構造物自体の強度や耐久性の向上といった「性能・機能」に関する事項、工事途中における騒音の低下や規制車線数の減少といった環境の維持、また交通の確保、特別な安全対策、省資源対策・リサイクル対策などの「社会的要請」に係るさまざまなメリットです。

このほか、工事価格以外の補償費、ライフサイクルコストの削減といったメリットも「その他コスト」として評価の対象となります。

このような評価項目の中から、周辺住民やインフラの利用者にとってメリットのある項目の候補を選び、最終的に評価を求める項目を決定します。

※評価項目の設定については、p.17のコラム参照。

工事内容、場所等の条件からの評価項目候補の検討例 (AS舗装 大都市 周辺病院等に近接した工事)

大項目	中項目	小項目	〈工事の種類〉	〈工事の場所〉	〈特殊条件〉
			道路工事一般	都市中心部	特殊条件
			AS舗装	大都市	病院・学校に近接
①総合的なコストに関する項目	・ライフサイクルコスト ・その他	維持管理費			
		更新費			
		補償費等			
②工事目的物の性能・機能に関する事項	・性能 ・機能	初期性能の持続性			
		騒音低減	◎	○	○
		強度			
		耐久性			
		安定性			
		美観		○	○
		供用性	○	○	○
③社会的要請に関する事項	・環境の維持	騒音	○	◎	◎
		振動		○	○
		粉塵			
		悪臭			
		水質汚濁		○	
		地盤沈下			
		土壌汚染			○
		景観		○	○
		大気汚染		○	○
		生活環境		○	
	生態系				
	・交通の確保	規制車線数	○	○	
		規制時間	◎	◎	
		ネットワーク	○	○	
		災害復旧			
	・特別な安全対策	安全対策の良否	○	○	◎
		災害リスク			
	・省資源／リサイクル対策	省資源対策			
		リサイクルの良否 効率			

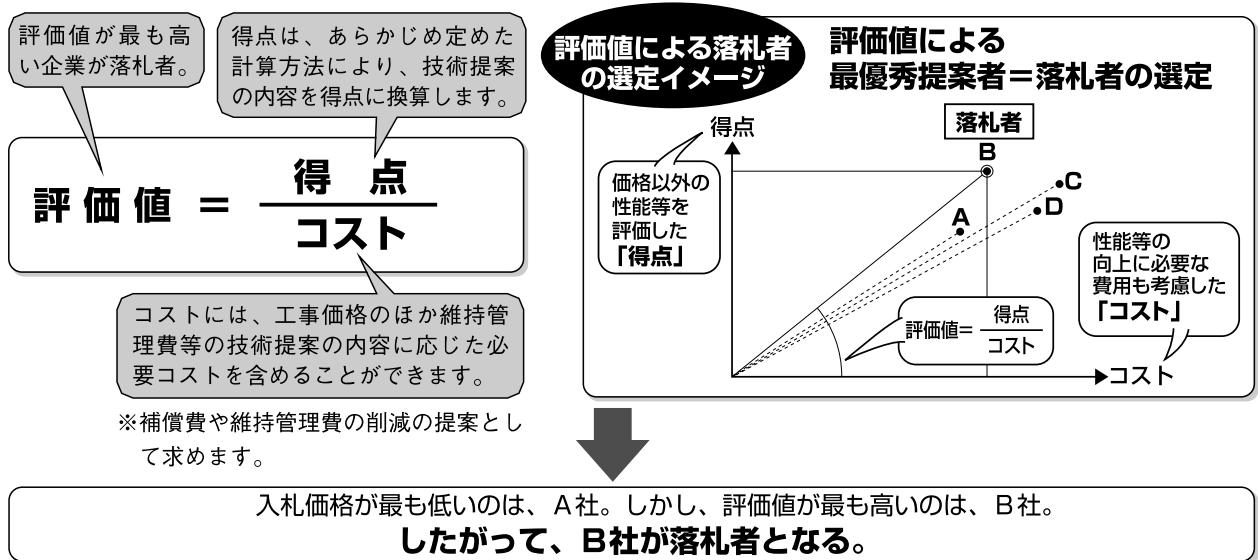
凡例：◎は評価項目の候補として重要。○は条件を考慮して評価項目の候補として検討。

4. どう評価するか

落札者決定のキメ手は評価値

総合評価落札方式では、価格のほかに入札企業から提案されたさまざまな技術提案にもとづいて実現するメリットを加味して総合評価します。

具体的には、このメリットをさまざまな評価指標をもとに「得点」に換算します。そうして、この得点と入札価格とを対比して評価値を求め、「価格」だけではなく、技術提案のメリットを評価した「得点」と、工事価格とその他の必要なコスト*を含めた「コスト」を比較した「評価値」が最も高かった者が落札者となります。



「必須評価項目」と「必須以外評価項目」

総合評価落札方式では、評価対象の項目を、「必須評価項目」と「必須以外評価項目」の2種類に分類しています。

「必須評価項目」とは、当該工事の性能等の向上に非常に重要であるため、その性能の向上に応じたコストを負担して積極的な提案を求めようとするものです。このため必須評価項目に対しては、予定価格の中に性能の向上に見合ったコスト＝「総合評価管理費」が計上され、性能等の向上に応じた点数＝「α」が得点に加算されます。

「必須以外評価項目」とは、性能等の向上に重要であっても、その評価方法が定量的(貨幣換算)に確立できていない¹⁾ようなものです。従って、「必須以外評価項目」に対しては、総合評価管理費は計上されませんが、その性能等に応じた点数＝「β」が得点に加算²⁾されます。

- 1) 例えば、効果を定性的にしか評価できない、効果を貨幣換算できない等。
- 2) 必須以外評価項目の加算点については、p.10のコラム参照。

COLUMN

本書で紹介している主な総合評価の方法		
性能等のみを評価した場合の事例	A. 必須評価項目のみを評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格に「総合評価管理費」を計上。 ・ 性能等の向上レベルに応じて「α点」を加算。 →P6、7参照
	B. 必須評価項目と必須以外評価項目を評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必須評価項目に関しては上記に同じ。 ・ 必須以外評価項目に対しては「β点」を加算。 →P8、9参照
	C. 必須以外評価項目のみを評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格に、総合評価管理費は計上されないが、「β点」が加算される。 ・ 「その他コスト」として扱われるが、入札工事価格に「その他コスト」の提案額を加える。 →P10、11参照
性能等以外のコストを評価した場合の事例	D. 工事価格以外のその他コストを評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「その他コスト」は、「必須評価項目」あるいは「必須以外評価項目」としても評価される。 →P12、13参照

5. クリアすべき最低要件

予定価格と基準評価値

総合評価落札方式では、評価値が落札者決定の判断基準ですが、その前提として提案内容が以下の基準となる要件をクリアしていなければなりません。

要件1 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること

「予定価格」とは、求められる技術力で目標状態を実現するために必要なコストです。つまり、発注者が求める100点満点を実現するために必要なコストですが、この「予定価格」の中には、標準仕様を上回る性能の向上に見合ったコスト「総合評価管理費」や工事費以外の補償費などの「その他コスト」も含まれます。入札価格は、この予定価格以下であることが必要です。

要件2 技術提案が全ての評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること

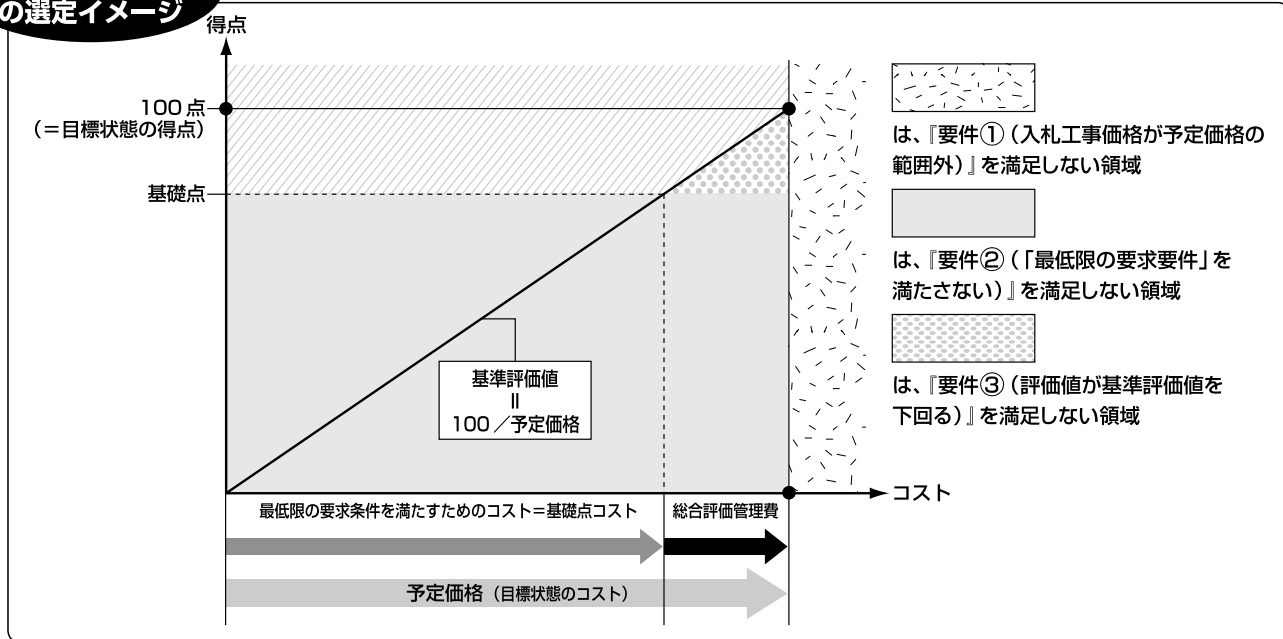
技術提案の内容は、技術提案の有無にかかわらず、評価項目ごとに標準仕様として示された状態を全て満足することが必要です。ちなみに、標準仕様に必要なコストを「基礎点コスト」と呼び、標準仕様の状態の得点を「基礎点」と呼びます。従って、「基礎点」は、100点満点を実現するための「予定価格」に占める「基礎点コスト」の割合ということになります。

要件3 評価値が基準評価値を下回っていないこと

基準評価値は、評価値について最低限の得点/コストの比を定めたもので、以下の式で算定します。技術提案は、この基準となる得点/コストの比以上の評価を受けるものであることが必要です。

$$\text{基準評価値} = \left(\frac{100\text{点(目標状態の得点)}}{\text{予定価格(目標状態のコスト)}} \right) < \text{評価値}$$

評価値による落札者の選定イメージ



の領域の中で、評価値の最も高い業者が落札者。

A 必須評価項目のみを評価

コストの考え方

[1] 予定価格とは、標準仕様(基礎点の状態)を超えて目標とする状態(100点)を達成するのに必要なコストです。

$$\text{予定価格} = \text{基礎点コスト} + \text{総合評価管理費}$$

[2] 総合評価管理費は以下の方法で求めます。

(イ) 基礎点コストと予定価格をそれぞれ積算によって求め、差額を総合評価管理費とする。

$$\text{総合評価管理費} = \text{予定価格(目標状態のコスト)} - \text{基礎点コスト}$$

走行騒音の低減を必須評価項目とした舗装工事のケース

- ・ 89dBを達成する標準設計に基づく積算工事価格を基礎点コストとする。
- ・ 目標状態の87dBを達成する設計に基づく積算工事価格を予定価格とする。

(ロ) 目標状態を達成することで得られる社会便益等の貨幣換算値を総合評価管理費とする。

$$\text{総合評価管理費} = \text{社会的な便益の貨幣価値}$$

通行止め時間を必須評価項目とした橋梁撤去工事のケース

- ・ 8時間の通行止めが必要な標準案に基づく積算工事価格を基礎点コストとする。
- ・ 短縮可能な通行止め時間を7時間として、「費用便益マニュアル」による時間価値を算出し、これを総合評価管理費とする。

得点の考え方

[1] 予定価格と基礎点コストの比が基礎点です。

$$\text{基礎点} = \frac{\text{基礎点コスト}}{\text{予定価格}} \times 100\text{点}$$

[2] 加算点は、評価項目ごとに以下の方法で求めます。

$$\text{加算点} (\alpha) = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{評価指標の提案値} - \text{標準案の値}}{\text{目標状態の値} - \text{標準案の値}}$$

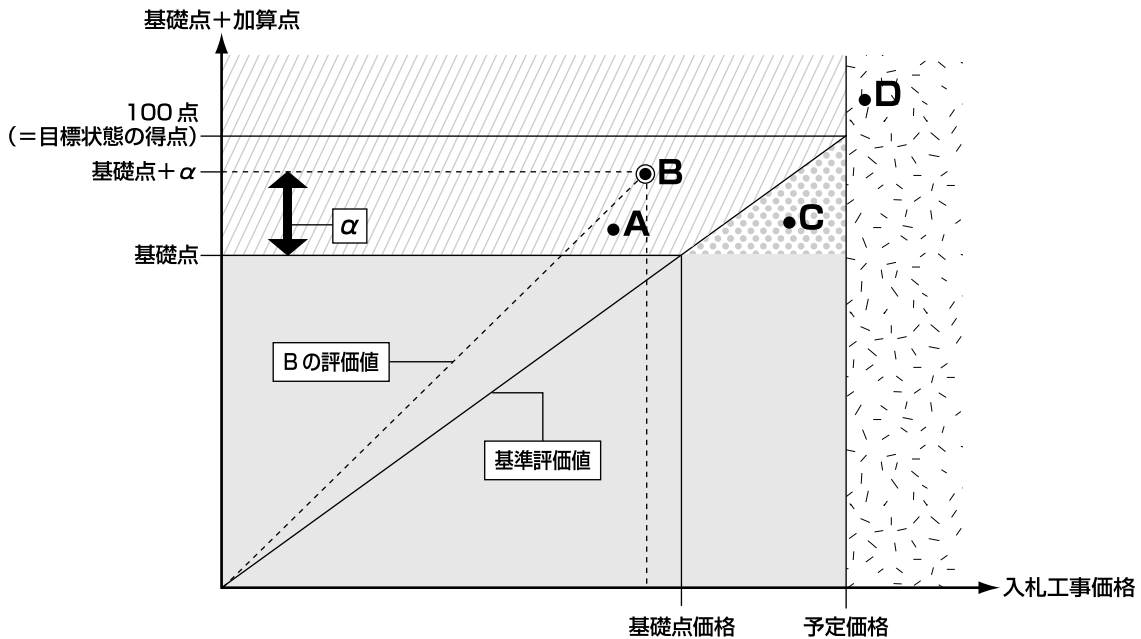
走行騒音低減を必須評価項目とした舗装工事のケース


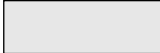

- ・ 騒音測定車を用いて測定した騒音値が評価の指標。
- ・ 基礎点の状態を89dBとし、基礎点コストが目標状態(100点・87dB)に相当する予定価格の80%であった場合は
 - 基礎点は80点
 - 加算点の満点は20点
- ・ 技術提案の内容が88dBであった場合は
 - 提案値は88dB、標準案の値から1dB向上
 - 目標状態の値は87dBで、標準案(基礎点の状態)の値89dBから、2dB向上
 - 加算点(α) = 20点 × 1dB / 2dB = 10点

評価値の求め方

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点} + \alpha}{\text{入札価格}} \quad \left(\geq \text{基準評価値} = \frac{100\text{点}}{\text{基礎点コスト} + \text{総合評価管理費}} \right)$$

A 性能等に関する必須評価項目のみを評価した事例



-  は、『要件①（入札工事価格が予定価格の範囲外）』を満足しない領域
-  は、『要件②（「最低限の要求要件」を満たさない）』を満足しない領域
-  は、『要件③（評価値が基準評価値を下回る）』を満足しない領域



✕ D社は、『要件①』を満たしていない(予定価格を超過)。

$$\text{入札工事価格} \geq \text{予定価格} = \text{基礎点コスト} + \text{総合評価管理費}$$

✕ C社は、『要件③』を満たしていない(基準評価値を下回る)。

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点} + \alpha}{\text{入札工事価格}} \leq \text{基準評価値} = \frac{100\text{点}}{\text{予定価格}}$$

✕ A社は、入札価格では上位だが、評価値がB社を下回る。

○ B社は3つの要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる。

B 必須評価項目と必須以外評価項目を評価

コストの考え方

[1] 予定価格とは、標準仕様(基礎点の状態)を超えて目標とする状態(100点)を達成するのに必要なコストです。

$$\text{予定価格} = \text{基礎点コスト} + \text{総合評価管理費}$$

[2] 必須評価項目に対しては、総合評価管理費が予定価格に計上されます。

総合評価管理費の求め方は、前述 **A** と同じです。

得点の考え方

[1] 予定価格と基礎点コストの比が基礎点です。

$$\text{基礎点} = \frac{\text{基礎点コスト}}{\text{予定価格}} \times 100\text{点}$$

[2] 必須評価項目に対しては、 α 点 が加算され、必須以外評価項目に対しては β 点 が加算されます。従って、ケース **B** の得点は、以下のようになります。

$$\text{得点} = \text{基礎点} + \alpha + \beta$$

ケース **B** では、得点が100点以上になる場合も考えられますが、コストの上限は、あくまで予定価格です。

[3] 必須以外評価項目の加算点の考え方。

必須以外評価項目として提案を求める性能等の向上に必要な概算工事費や社会的便益費等を求め、それらの費用が予定価格に占める割合で、加算点 β の得点配分を設定します。

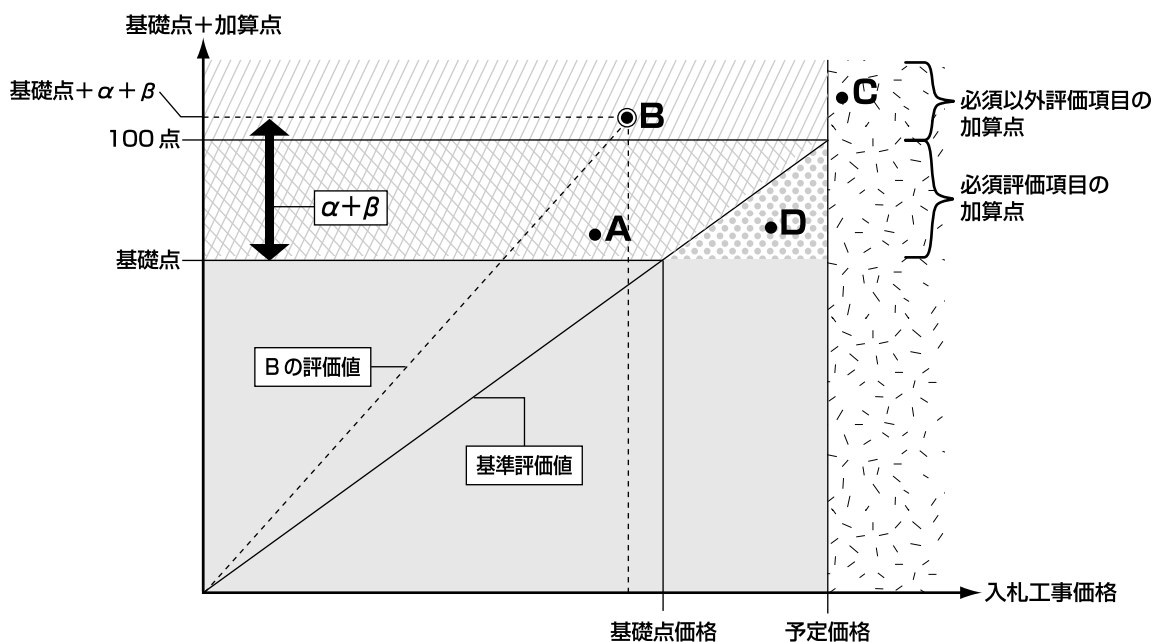
工事騒音の低減を必須以外評価項目とした道路改良工事

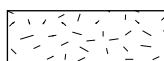
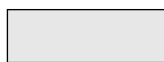
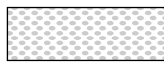
- ・ 必須評価項目については、目標状態を満たし、工事騒音については、標準的な設計に基づく騒音値75dBを満たす積算工事価格を予定価格とする。
- ・ 周辺の騒音などを考慮して、工事騒音を65dBまで低減する提案を評価する。
→ 工事騒音(必須以外評価項目)の評価の上限は、10dBまでの改善。
- ・ 10dBの改善に必要な費用を、防音壁の設置等を想定して仮想積算する。
- ・ 工事騒音10dBの改善に必要な費用が予定価格の5%相当額。
→ 10dBの工事騒音低減に対して、加算点5点を設定。
- ・ 工事騒音低減の提案内容が、67dB(8dBの改善)だった場合
→ 加算点(β) = 5点 × 8dB / 10dB = 4点

評価値の求め方

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点} + \alpha + \beta}{\text{入札価格}} \left(\geq \text{基準評価値} = \frac{100\text{点}}{\text{基礎点コスト} + \text{総合評価管理費}} \right)$$

B 性能等に関する必須評価項目と
必須以外評価項目を評価した事例



-  は、『要件①（入札工事価格が予定価格の範囲外）』を満足しない領域
-  は、『要件②（「最低限の要求要件」を満たさない）』を満足しない領域
-  は、『要件③（評価値が基準評価値を下回る）』を満足しない領域



✕ C社は、『要件①』を満たしていない(予定価格を超過)。

$$\text{入札工事価格} \geq \text{予定価格} = \text{基礎点コスト} + \text{総合評価管理費}$$

✕ D社は、『要件③』を満たしていない(基準評価値を下回る)。

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点} + \alpha + \beta}{\text{入札工事価格}} \leq \text{基準評価値} = \frac{100\text{点}}{\text{予定価格}}$$

✕ A社は、基準評価値を上回っているが、評価値がB社を下回る。

○ B社は3つの要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる。

④ 必須以外評価項目のみを評価

コストの考え方

[1] 予定価格とは、標準案の状態を達成するのに必要なコストです。

このケースでは、総合評価管理費は計上されません。

$$\text{予定価格} = \text{標準案の状態のコスト}$$

得点の考え方

[1] 必須以外評価項目のみを評価する場合は、標準案の状態の得点（基礎点）が常に100点となるため、これを標準点とします。得点は標準点(100点)に加算点(β)が加算されます。

$$\text{得点} = 100\text{点} + \beta$$

※必須以外評価項目のみ評価する場合に国土交通省が用いている標準的な加算点の設定方法については、下記コラム参照。

評価値の求め方

$$\text{評価値} = \frac{100\text{点} + \beta}{\text{入札価格}} \left(\geq \text{基準評価値} = \frac{100\text{点}}{\text{予定価格}} \right)$$

COLUMN

必須以外評価項目のみを評価する場合の加算点の設定方法

総合評価落札方式による公共工事を促進するためには、性能等の評価方法の確立が急がれるところです。国土交通省では、平成14年6月の通達*により、必須以外評価項目のみを評価する場合の標準的な加算点の設定と数値化が困難な評価項目に対する定性的な評価に基づいて加算点を付与する方式を用いて総合評価落札方式の試行を進めています。

1. 標準的な加算点の設定

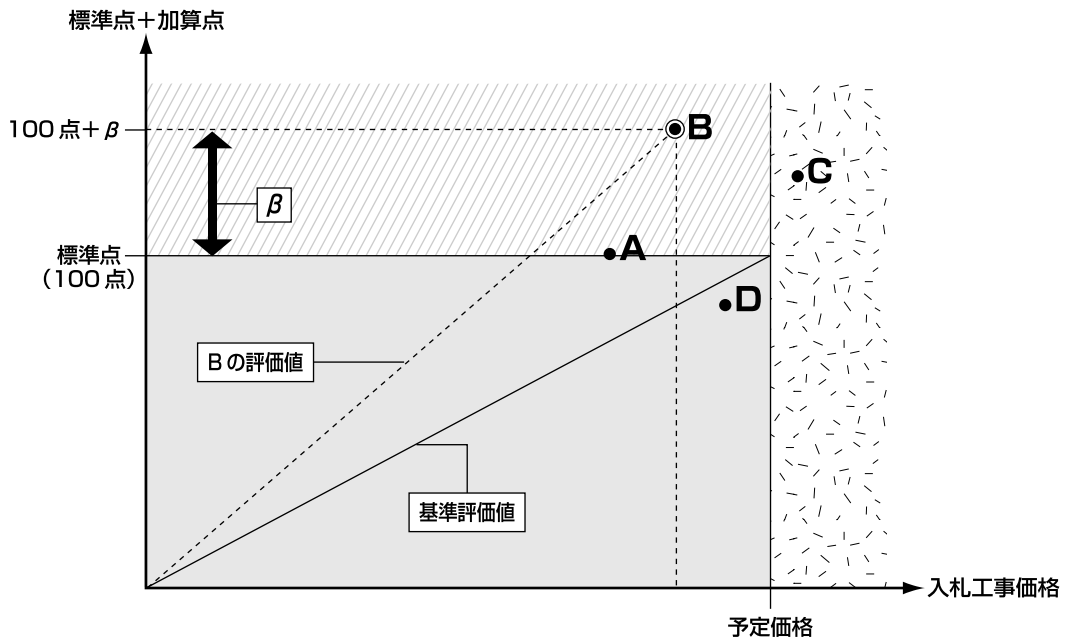
- ・当面、標準点を100点、加算点を10点として配点する。

2. 加算点の評価方式

- ・数値方式(定量的評価) → 評価項目の性能等の数値により、点数を付与する。
- ・判定方式(定性的評価) → 数値化が困難な評価項目の性能等については「優・良・可」で判定する。
優=10点 良=5点 可=0点
- ・順位方式(定性的評価) → 数値化が困難な評価項目の性能等については入札参加者を順位づけし、最上位者は10点、最下位者を0点として、中間の者には均等に按分して点数を付与する。

※「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について(国地契第12号、国官技第58号、国営計第33号、平成14年6月13日)」

C 性能等に関する必須以外評価項目のみを評価した事例



- は、『要件①（入札工事価格が予定価格の範囲外）』を満足しない領域
- は、『要件②（「最低限の要求要件」を満たさない）』を満足しない領域

注) 必須以外評価項目のみ評価する場合は、総合評価管理費を計上しないため、『要件①』、『要件②』を満足すると自動的に『要件③（「基準評価値を下回らない」）』が満足される。



- ✗ C社は、『要件①』を満たしていない(予定価格を超過)。
入札工事価格 ≥ 予定価格
- ✗ D社は、『要件②』を満たしていない(「最低限の要求要件」を満たさない)。
- ✗ A社は、入札工事価格では上位だが、評価値がB社を下回る。

○ B社は、2つの要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる。

D 工事価格以外の「その他コスト」を評価

「その他コスト」とは

総合評価落札方式では、補償費や維持管理費といった工事価格以外の支出額の削減に対する提案についても評価することができます。この場合、技術提案の内容を得点としてではなく、工事費以外の削減額として評価します。このように、工事費以外のコストとして評価する評価項目を、「その他コスト」と呼んでいます。

コストの考え方

[1] 「その他コスト」を評価する場合、評価値を算定する上での分母のコストとなる入札価格に「その他コスト」の提案額を加えた価格を用います。

$$\text{コスト} = \text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」の提案額(必須・必須以外)}$$

[2] 必須評価項目と必須以外評価項目の2種類の「その他コスト」

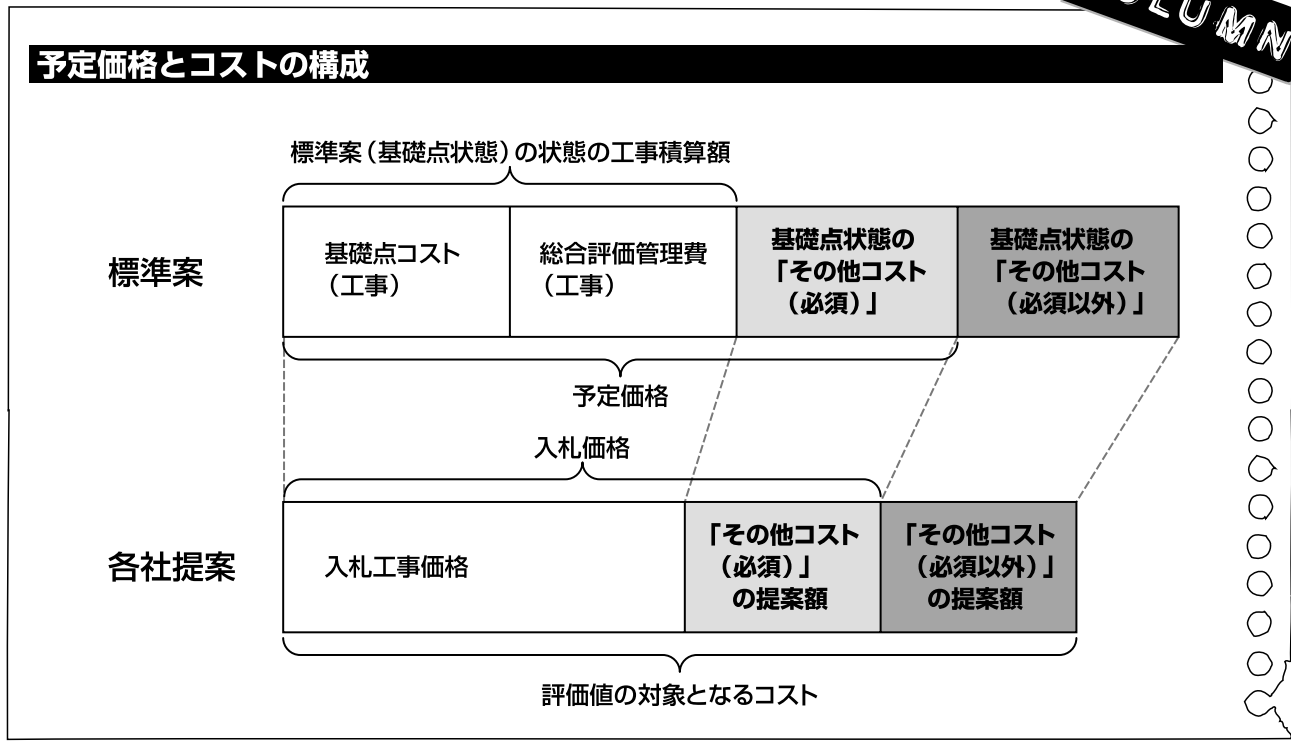
「その他コスト」は、予定価格の一部として考慮する「その他コスト(必須)」と考慮しない「その他コスト(必須以外)」があり、工事の完成と不可分な要素として評価する項目が「その他コスト(必須)」となります。

その他コスト	その他コスト(必須)	・工事による水位低下に伴うダムの減電補償費など
	その他コスト(必須以外)	・維持管理費/ライフサイクルコスト

[3] 「その他コスト」を考慮して総合評価する場合の基準となる予定価格は、工事に係る予定価格に基礎点状態の「その他コスト」を加えたものです。

$$\begin{aligned} \text{予定価格} &= \text{基礎点コスト} + \text{総合評価管理費} \\ &+ \text{基礎点状態(技術提案の無い標準案の状態)の「その他コスト(必須・必須以外)」} \end{aligned}$$

COLUMN



「その他コスト」の求め方

「その他コスト(必須)」は、以下のように求めます。
 (「その他コスト(必須以外)」も同様な計算方法で求めます)。

工事による水位低下期間に応じた減電補償費(その他コスト(必須))

- ・水位低下期間に対する減電補償費(工事中の水位低下に伴う発電会社への補償費)の算定方式を設定。
 →例えば、補償基準として「1週間当たり100万円」。
- ・標準案によって施工した場合の水位低下期間をもとに、水位低下期間の短縮を評価する週数の上限を設定。
 →例えば、標準案の60週の水位低下に対して評価の上限は40週(20週短縮)。

・週当たりの補償費を100万円とすると、標準案(基礎点状態)の「その他コスト(必須)」は

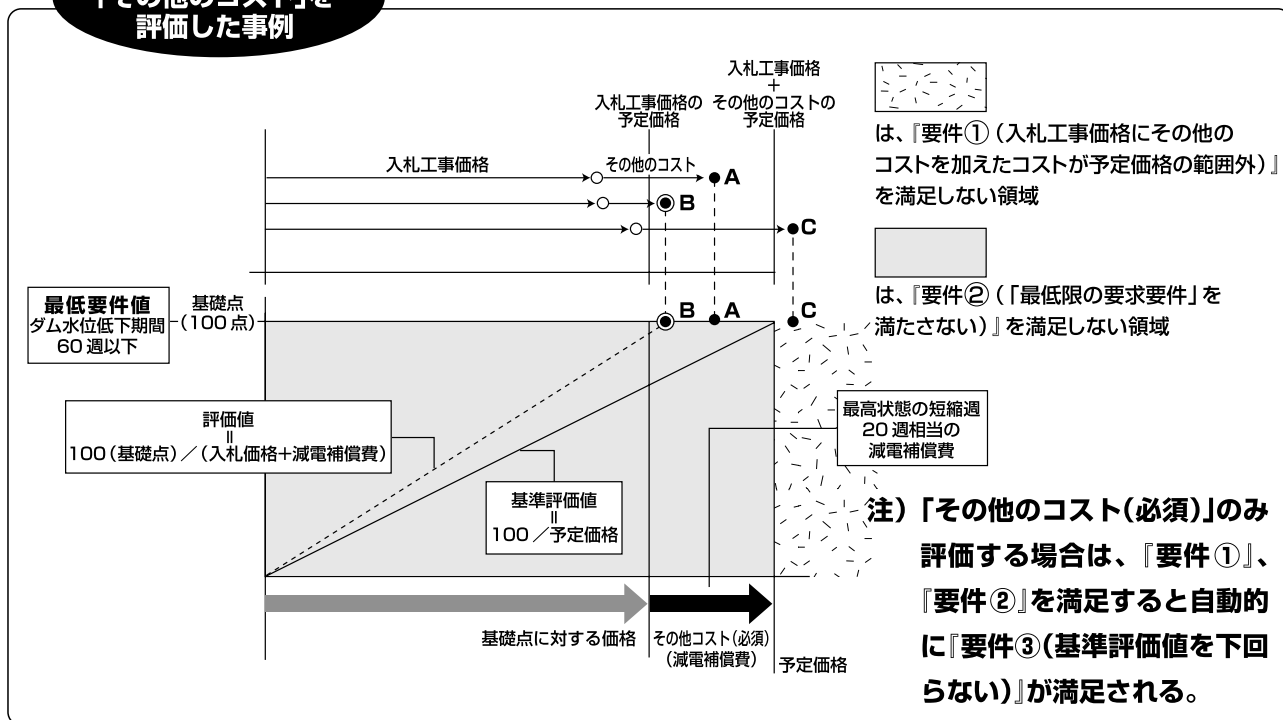
$$2000万円 = 100万円 \times 20週$$

・標準案よりも短い期間で施工可能な技術提案に対して「その他コスト(必須)」の提案額を算定。

→例えば、水位低下期間を52週とした技術提案での「その他コスト(必須)」の提案値は

$$1200万円 = 100万円 \times (20週 - (60週 - 52週))$$

D 工事価格以外の「その他のコスト」を評価した事例



最低要件を満たす工事費の評価は、A社が最も上位で、以下B社、C社の順となるが、これに工期短縮による減電補償費を加えた場合の評価値は、B社が最上位。

よってB社が落札者となる。

評価値の算出・総まとめ

これまで、4つのケースにおける評価値の算出法をみてきましたが、そのほかに評価項目のさまざまな組み合わせが考えられます。そこで、以下、7つのケースにおける評価値の算出法をまとめておきます。

1 価格と性能等に係る必須評価項目のみの総合評価(ケースA)

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{基礎点} + [\text{各必須評価項目の加算点の合計}]}{\text{入札価格}}$$

2 価格と性能等に係る必須以外評価項目のみの総合評価(ケースC)

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + [\text{各必須以外評価項目の加算点の合計}]}{\text{入札価格}}$$

3 価格と性能等に係る必須評価項目と必須以外評価項目の総合評価(ケースB)

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{基礎点} + [\text{各必須評価項目の加算点の合計}] + [\text{各必須以外評価項目の加算点の合計}]}{\text{入札価格}}$$

4 価格と「その他コスト」に係る必須評価項目のみの総合評価

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点}}{\text{入札価格}(\text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」})} = \frac{\text{基礎点}}{\text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」の合計費用}}$$

5 価格と「その他コスト」に係る必須以外評価項目のみの総合評価

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点}}{\text{入札価格}(\text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」})} = \frac{\text{標準点}}{\text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」の合計費用}}$$

6 価格と「その他コスト」、性能等に係る必須評価項目がある場合の総合評価

$$\text{評価値} = \frac{\text{基礎点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}(\text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」})} = \frac{\text{基礎点} + [\text{各必須評価項目の加算点の合計}]}{\text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」の合計費用}}$$

7 価格と「その他コスト」、性能等に係る必須以外評価項目のみの場合の総合評価

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}(\text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」})} = \frac{\text{標準点} + [\text{各必須評価項目の加算点の合計}]}{\text{入札工事価格} + \text{「その他コスト」の合計費用}}$$